

第七十五回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十八号

昭和五十年六月二十六日(木曜日)

午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 隆君
理事 小林 国司君
高橋雄之助君
川村 清一君
神沢 淨君
原田 立君

委員

青井 政美君
岩上 妙子君
大島 友治君
久次米徳太郎君
鈴木 省吾君
園田 清充君
温水 三郎君
初村滝一郎君
平泉 涉君
山内 一郎君
工藤 良平君
栗原 俊夫君
志苦 裕君
鶴岡 哲夫君
小笠原貞子君
塚田 大願君
喜屋武眞榮君

国務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君

政府委員

農林大臣官房長 大河原太一郎君

農林省農林経済局長 岡安 誠君

事務局側

農林省畜産局長 澤邊 守君
農林水産技術会議事務局長 小山 義夫君
常任委員会専門員 竹中 讓君

説明員

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長 岡部 祥治君

本日の會議に付した案件

○飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○小笠原貞子君 まず第一に、農林省に、飼料の品質保全についての一般的な指導の問題を伺いたいと思います。

行政当局として飼料の品質管理、保全等についてどのような指導をされているか。昭和四十八年四月十二日に出席された畜産局長通達によりますと、飼料の原料の高騰による入手難から、飼料品質の低下するおそれがあるとして、特に注意を呼びかけていらっしゃるわけですが、その後相当回数値上げが行われたというような状態から、品質上問題は出なかったのかどうか、その点についてまず簡単にお願いします。

○政府委員(澤邊守君) 品質の改善につきましては、現行法に基づきまして登録飼料の推進だとか、あるいは抜き取り検査等によりましてチェック等をやっておるわけでございますが、お尋ねの価格が最近値上がりいたしました品質の低下が心配されましたが、私どもいたしましては、具体的な事例をお聞きするたびに現地へ行って検査を特別にしておりますし、通常の検査におきましてもその点を特に留意をしておるわけでございます。現在までのところ、登録飼料等の表示をいろいろいたしておりますけれども、これが成分を切ったという事例が特に多くなったというふうには考えておりません。これは従来から若干、表示以上に成分を入れているという、競争でそういうことをやっておりますので、それをぎりぎりまで落としたというところは推定されますけれども、特に表示成分を切っておるといふような事例がふえたということはないように思っております。

○小笠原貞子君 抜き取り検査の結算はどうなんでしょうか。違反件数が四十七年度に百六十六件、四十八年には百五十三件というように出ておりましたけれどもその内容は、簡単に、どういふものが違反の中に入っていましたでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年で申し上げますと、収去件数は、国の検査所の場合でございますが、二千六百六十五件でございます。そのうち正常なものが二千五百五十五件でございます。九三・一％は正常であった、七十一件、約七％が違反であった。これは成分量の過不足、表示と比べまして不足している、それから上回っている、非常に上回っている、上回っている場合も、物によっては非常に弊害がございますので、それらが七十三件、それから異物の検出されたもの四十五件、その他四十四というところで、合計約七％が違反でございます。

○小笠原貞子君 それでは、具体的に河田飼料の問題について伺いたいと思います。

河田飼料株式会社が栃木県下都賀郡分寺町の養鶏プロイラー農家である熊倉一美さんに対して、この五月二十六日、四百五十万円の補償金を支払っております。この事実が明るみに出ましたのは、六月の五日NHK朝六時と七時のニュースと、その日の朝日新聞、下野新聞、新潟日報など限られた報道でございましたので、小さい問題というわけではなくて、非常にこれは農家にとつて大きな問題だということで社会的問題として取り扱われているわけで、特に現地ではこれが非常に大きな問題になっております。

農林省としてはいつこの件の報告を受けられましたか。そして、この件の報告を受けられてどういふような対策を立てられましたでしょうか。分析結果という細かいことはまた後にいたしますので、大体、それを受けてからどういふ対策をとったかという概要について伺いたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 河田飼料の、プロイラー飼料によりましてプロイラー事故の疑いに関する問題でございますが、これは、当事者間でいろいろ処理はされておったようでございますが、私どもが承知いたしましたのは事件発生後半年以上経過いたしました去る六月四日でございます。その後、農林省といたしましてとりまいた措置は、河田飼料の千葉工場で生産されたものでございますので、昨年九月から十二月までの間に生産されたものというふうに考えられますので、その期間に河田飼料の千葉工場で生産された配合飼料の販売先における事故発生状況を、関係十二都道府県を通じて調査をいたしました。さらに、栃木県の農林部、それから河田飼料から直接状況を聴取したり、関係資料の提出を求めています。

しやつて、そうして五月二十六日に河田との合

書を取り交わされているわけですね。

こうした熊倉さん独自で実験をなすったという
ようなこの内容や、その実験なすったということ
について、どういふふうにごらんになりますで
しょうか。

○政府委員(澤邊守君) たいだいまお話しでござい
ましたような実験を、比較試験を熊倉さん自身が
行われまして、その結果も、たいだいま御指摘ご
いまして、八百八十羽のうち、七十二羽が
河田飼料の当該配合飼料からは出たというよう
に、われわれも県を通じて聞いております。この
試験の内容として、しかし当局側として知ってお
りますのは、このひなの斃死または淘汰の羽数程
度でございまして、それにとどまっておるわけ
でございまして、いわばその斃死の鶏の病理学的
あるいは細菌学的な検査といふことが、ということ
は、この比較試験ではなされておらないというよ
うに承知をいたしております。したがって、
最終的な判断はなかなかむずかしい点があると思
いますけれども、プロイラーの一般の平均の育生
率というのは、大体九六%ぐらいといわれ
ますので、河田飼料の七十二羽というのは九三%
でございまして、これは悪いと、やや悪いと。
それから比較試験をいたしましたもう一つの方
の、他の会社の飼料は九八%ということ、これ
は高かったというところで、それと比べても低いと
いうことは間違いないと思えます。

○小笠原貞子君 具体的な事実だから、そうなら
ざるを得ないと思うんですけども、このところ
で第三者がきちんと入ってそれでお願
いしたときに、一緒になって見ていただければ、もっ
と早く立ち会ひのものに、この結果というものを
解決に向かったのではないかと、いふふうにも考
えられるわけなんです。河田の方の会社としても、
期間中、少なくとも三、四回は熊倉さんの方に
来て、その状況を見ていらつしやいましたし、そ
れからまた鶏舎等の条件も、実験というには、
まあ個人のことでございまして完全とは言えな
いかもしれません。しかし、先ほど言いましたよ

うに、抗生物質なども授与して、ほかの病気の
関係というふうなものもなくなりやうという、非常
に個人的には努力していらつしやうなわけなんで、
〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕
やっぱりこういうことも、これ後で問題にいたし
ますけれども、やっぱり客観的に、だれかが入っ
てのそういう調査で、きちんと出されればよかつ
たなど、私つくづくそう思ったわけなんです。そ
ういふようなわけで、この問題、やっぱりはつき
りさせていきたいと思ふんですけれども、いま農
林省では、東京肥飼料検査所での分析されてい
らつしやうは、どういふふうな結果を、どうい
ふふうに見ていらつしやいますか。

○政府委員(澤邊守君) 農林省におきましては、
肥飼料検査所におきまして、その問題になってお
ります河田飼料のハイプロイラーS及びGと、そ
れから本年六月に製造された同じ銘柄のもの
について分析をしたわけでございまして、一般成
分については、いずれも登録保証書の保証成分量
を満たすもので、可消化養分総量も推奨値とい
うものを表示しておりますけれども、それを上回
っております問題はない。無機物のうち燐、カルシ
ウムについては、日本飼料標準の〇・六ないし〇・
八%、またカルシウムについては〇・五ないし〇・
八%、銅、亜鉛の含有量も特に問題はない。そ
れから有害金属の鉛、カドミウム、水銀、砒素
も異常な量は検出されなかつた。さらにその他ア
フラトキシン、PCB、BHCに汚染されている
かいないかという問題でございまして、これも汚
染されおらないと。またサルモネラ菌も検出さ
れなかつたというふうになっております。それか
ら抗菌性飼料添加物としては、チオペブチンとい
うものと塩酸ロベニジンというものが添加され
ておりますけれども、表示添加量は公定書に定め
たとおりで、分析の結果でも表示量をやや下回る
量が検出されまして、表示どおりの添加物であつ

たというふうな認められます。さらに酸価、過酸
化物価については、酸価は四〇ないし六〇で、当
月製品との差がそれほど大きくなく、一般に飼料
に添加される動物油脂の酸価は、二〇ないし四〇
程度であり、また油脂が配合飼料に添加された場
合、他の原料飼料中に含まれる酵素の作用によ
って脂肪酸を生成し、これが酸価を高めることにな
る等の理由により、この程度の数値は当然あり得
るというふうな考えをしております。それからさら
に尿素態窒素、アンモニア等揮発性窒素は定量し得
ず、したがって尿素は使用されておらないとい
ふふうに判定をされます。また顕微鏡検査の結果は
異常はなく、表示原料はすべて確認をされてお
ります。

以上、分析結果並びに立入検査時における書類
等の検査結果から見ますと、配合原料、栄養成分
量については、特に粗悪なものとは認められず、
また飼料中の有害物質についても、現在までのと
ころ異常と疑うような数値は出ておらないわけ
であります。

○小笠原貞子君 いまおっしゃいました中で、
ちょっと私の方へいたいただいたのを調べてみま
す。尿素は検出できなかった。で、揮発性塩基態
窒素、これはやっぱり検出されなかつた。その下に酸
価といふのが出てますね、酸価六〇・四五と。そ
してこれは六月製造のは四〇・六というふうなこ
とが出ています。私の方でちょっと多いんじゃない
かなと思つて、そのところをお伺いしたかつた
わけなんですけれども、抜きましたんですか。
○政府委員(澤邊守君) 先生の方に御提出しまし
たのは、酸価は六〇というところで出しておると思
います。

と、ちょっと素人が考えましても、二〇ないし四
〇のところは六〇・四五と、五割から多いと、そ
の酸価というものがちょっと高いといふふうな考
えられるわけなんですけれども、この酸価がどうい
う原因のものでこれくらいの高さになったのかど
うか。

○政府委員(澤邊守君) もし私で、不十分ならまた
専門家の方でもお答えさせますけれども、酸価は
六〇というところで、当月製品との差がそれほど大
きくなく、若干高いといふことはございまして、
一般に飼料に添加されます動物油脂の酸価は二〇
ないし四〇程度でございまして、また、油脂が配
合飼料に添加された場合、他の原料飼料中に含ま
れる酵素の作用によって脂肪酸を生成し、これが酸
価を高めることになるといふふうな言われており
ますので、それらの理由から見ますとこの程度の
数値は当然あり得るものといふふうな考えを
しております。だから、何と申しますか、二〇ないし四〇
でございまして、配合飼料で他のものと配合する
場合には若干高くなるということがあるという点
からいいますと、六〇という数字はやや高いとい
うことはありますけれども、特に非常に高いとい
うことは言えないのではないかと、いふふうに見
ておるわけでありまして。

○小笠原貞子君 それはそれでいいといたしまし
て、何かやっぱりちょっと五〇%も酸価が高
くなつていふというの、決め手にはならないけれ
ども、何か普通じゃないといふふうな、あらゆ
る面からその原因を追及していくときには、一つ
のやっぱり大事な問題点として見ていかなければ
ならないんじゃないかと、そう思ふわけなんです。
農林省が検査をなすった時点では、もうす
でに六カ月以上もたつていふわけでございまして
から、だから酸価が高くなつていふということもあ
る程度理解できるわけなんです。しかし、一番大事
なことは、具体的にあらわれている、昨年九月から
河田のえさを食べさせたら、間もなく下痢症状が
激しくなつたといふような事態経過から見て、
これが普通は二〇ないし四〇なのが六〇だと、配

合飼料の中に入っているという高くなることもあるというように言い切っているものなんだろうとか。ちよつとやっぱりそこ一つに疑われるべき要因をなしているというふうに見ていった方が、私は正しい見方ではないかというふうに思うんですけれども。絶対これ原因でありませんと、先ほど分析なすった全部は問題なかったと。そうすると全然問題ないということに確信を持っておっしゃれるのかどうか、その辺のところどうでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 検査所で分析いたしました結果は、先ほど申し上げたとおりでございますが、これで、これによって原因が河田飼料の当該配合飼料であるというのを断定することはむずかしいというのを申し上げたわけでございまして、なおその後も引き続き検討、研究をいたしておりますので、絶対河田飼料が原因でないということをお断りしておきます。

○小笠原貞子君 はい、わかりました。この河田飼料の使用原料というものを調べてみますと、フィッシュソリユブルというものは使っていないさうだというふうに出てきたわけですが、それはそちらでもフィッシュソリユブルは使っていないというのでは間違いございせんか。調査はどういうふうになすったかどうか。

○政府委員(澤邊守君) 河田飼料のこの飼料につきましては、他の飼料メーカーに熊倉さんが試験を依頼されました、その他の飼料メーカーの研究所は、一時フィッシュソリユブルが入っていると、異常に高いというように指摘をしております。したけれども、だんだん調べてみますと、やはりそうではないというところが、私の方の分析の結果から明らかであり、当—先ほど言いました研究所も、その点は認めております。

○小笠原貞子君 私の方もいろいろ資料を出してみても、先ほど局長おっしゃいましたように、フィッシュソリユブルが非常に多いと言っている

のは目清飼料の研究室のデータで、私も、じゃこれが大変な原因だったのかと思っておりますけれども、後日、これは不備であったと訂正されたわけですが、そこで、フィッシュソリユブルそのものは使っていないけれども、たとえば、伺いますと、ホールミールというふうなことで、いま魚粉を乾燥させて、それをまた油に吸着させるというふうなやり方をとっていらつしやるというふうなことも伺ったわけなんですけれども、それじゃ、そのホールミールが通常より多過ぎたというふうな関係で酸価というものが出たのかどうか、その辺の関係はいかがなものでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) ただいまおっしゃったことも一つの原因とは見られますけれども、それだけではなくて、やはりかなり時間がたつておるといふ点から酸価が高くなつたのではないかとこのように見ております。

○小笠原貞子君 時間がたつたことや、もう一つの決め手になる原因というふうなものがないと、大変問題がややくしく困難になつてきていると思ひますけれども、やっぱりいろいろな作用の中から原因というものを追及していかなければならないうと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 茨城県下のプロイラー農家から、本年三月、丸紅飼料の千葉工場を経由して同社の中央研究所に河田飼料のたいたいの飼料、配合飼料三種類と病鶏六羽が持ち込まれて、三月二十八日に分析の試験が終わつておるといふように聞いております。その結果は、粗たん白質等の成分七成分のほか、酸価、過酸化物質等を測定しておりますが、その結果、一般成分については、特に異常は認められないが、酸価については四〇ないし五〇程度であり、若干高い数値を示しておるといふ結果になっております。病鶏については剖検所見において、肝、肝臓ですか、肝周辺

部の出血のほか、心臓、小腸、胃等にも若干の異常が認められ、また一部には盲腸にコクシジウムのオシストが著しく認められた等の報告がなされておるといふことでございまして。このデータについては、飼料の銘柄、製造年月が必ずしも明らかでなく、病鶏についても十分な観察がなされていないこともありまして、飼料との関係について特にこれだけで結論が得られないという現状でございます。

○小笠原貞子君 この丸紅飼料の分析データというものは、かなり正確に分析されているように私たちが検討したわけです。時期も三月中旬に行われている、製造された時期的には異なつて二つのものについての酸価がまた、ここでもちよつと検討したいと思ひますけれども、昨年のものが五三・三二になつて、ことしのものが、ばらで四〇・四五ですか、袋の方が四二・一二となつております。まあ先ほどからおっしゃつておりますように、通常家禽類に与える飼料の酸価の許容範囲というものが二〇ないし四〇というところで、かなり幅が持たれているということなんですけれども、この分析データから見ても、やっぱりえさだつたという決定的とは言えないまでも、こころの辺のところにも疑わしいというふうな、やっぱりえさというものの疑惑が残るということなんです。それをまた、いま局長もおっしゃいましたように、解剖を依頼しております。その解剖の所見というのを先ほどおっしゃつておりましたけれども、心臓肥大だとか、それから肝臓出血、心臓外膜症とか、小腸の肉が厚いとか、胃袋がびらんしているとか、胆汁が多いとか、骨がもろいというふうなことが解剖の結果に出てくるわけなんです。けれども、これはまあ、解剖して見ればこういう症状というものは、もう往々にして出てくるもんだ、だから、ここが病気が原因だ、というわけにもいかないんじやないかというふうな私の方は考えられる。とすると、やっぱりこういふ病気の症状が原因というのを証明しているのではなくて、

やっぱりいろいろな面から見たえさというものの疑いがやっぱり残る、というふうに見えているんですけれどもどうでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 酸価の問題繰り返しお尋ねいたしておりますけれども、まあ専門家の話聞きますと、酸価は一〇〇を超すというふうなことになると思いますが、これは変敗しておるというふうに見ておりますが、だから四〇あるいは五〇というのはいや高いというところはこれは間違いございせんけれども、非常に高い、危ないというほどではないというように聞いております。それから丸紅飼料の研究所で行いました病鶏についての解剖所見でございますけれども、これは先ほど申し上げましたようなことでございまして、私どもの聞いておるところでは、持ち込まれた病鶏は、かなりの部分は腐敗しているものもあつたというところでございますので、これだけをもつて直ちに飼料との結びつきを云々するのはむずかしいのではないかとこのように考えております。

○小笠原貞子君 確かにこれだという、判定しにくいとおっしゃることもわかるような気もいたしますが、私たちがまた独自に分析を依頼いたしましたので、その結果一つの分析結果というものが出てくるわけなんです。これは粗たん白が一五・七八、純たん白が一四・七、差が一・〇五、それぞれの水溶性のものについての分析値は粗たん白が一・二六、純たん白が〇・六八、この差があれば水溶性についての差は出てこない、ちよつと多過ぎる、普通は〇・二ないし三くらいだ。これで見てみるとちよつと疑いがある。これが直接大きな原因だとか、これ大變専門的な分析なので、私も科学的にどうだということ言えないわけなんですけれども、そういうふうな点も出てきています。そういうふうな点についてはどういふふうな検討、いますぐのことですからおわかりにならないという点もございまして、こういふようなものはどういふふうなこれから検討するも

やっぱりいろいろな面から見たえさというものの疑いがやっぱり残る、というふうに見えているんですけれどもどうでしょうか。

のなるのだからかというような、そんな点
ちょっと伺わしてください。

○政府委員(澤邊守君) 御質問の点につきまして
は、分析法、結果の読み方など技術的な問題でも
ありますので、当方におきましては研究者の意見
を聞いて十分検討することとしたいと思います。

○小笠原貞子君 いろいろ私、ぐたぐたと申し上
げましたけれども、やっぱりこの河田飼料の疑い
というのは晴れないわけですね。これが決め手と
いうわけでは無いけれども、この飼料というもの
がやっぱり原因ではないか、という疑いがどうし
ても晴れてまいりません。ここで農林省として
も、こういう疑わしきことのないようにぜひ注意
を喚起していただきたいし、それから行政指導の
面でいろいろ改善していただきたい。特にこの河
田飼料が登録飼料だということも考えていただ
きたいことだと思っております。せんだって参考人の
河田さんに対してちょっとお伺いをしたわけなん
ですけれども、メーカーの姿勢、とるべき対応策
について決して、私に言わせれば何かもう最後
にはちょっと居直られたみたいなのを言われたり
いたしましてね。ちょっとやっぱりメーカーとし
ては、農民の方たちがメーカーの飼料にもう本
当に依存せざるを得ないという状態の中ですら
も、メーカーとしての姿勢というものは、もうち
と誠実であつてもいいかと思つたわけであ
るけれども、まあそれはそれといたしまして、メ
ーカーだけではなくって、農林省におかれても、
メーカーに対するいろいろと指導などなされる責
任をお持ちになつていらつしやるわけですから、
この辺のところも考えていただきたいというふう
に思つたわけですね。特にこの間もちょっと問題
にいたしましたけれども、熊倉さんとの合意書とい
うのを見せただいたわけなんですけれども、あ
えて口外しないというの一句をそこに入れられ
て、何か事件のもみ消しを図られたりというよ
うな点が大変残念だと思つたわけですね。消費
者である農民の訴えに率直に、本心に耳をかし
て、第三者機関への分析依頼などの方策も、もう半

年もたつたえで分析するというようなことでは
なくて、早くに手を打つていただくというよう
なことから考えても、やっぱりメーカーだけでは
なく、農林省としてメーカーに対する何とかい
ましようか、倫理的な指導といましようか、経済
面だけではなく、やっぱり農家に對しての責任
というふうなものを考えて営業というものをや
つていただきたいというふうな、そういう意味で
高度な指導ですね、それをやっぱり考えていただ
かなければならないと、こう思つたわけですね。
これは大臣から御所見伺いたいと思つてメー
ーカーさんのえきを使わざるを得ない。そうす
ると、そのメーカーもやっぱり営業という面では
なくて、率直に農民の意見も聞くというふうな、
そういう姿勢でやつてもらいたいというふうな、
そういう倫理面といましようか、そういう面での
指導というものを、農林省の中でも考えていた
きたいと思つたわけなんですけれども、いかがで
すか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまいろいろとお話
がございましたが、これまでに判明したこの事故
の経過等にかんがみましても、事故発生時の対応
の仕方、その後の処理の仕方等の面でメーカー側
に不適切な面があつたことはこれは事実であらう
と思つています。これに對しまして、メーカーの責
任者に対して厳重に注意し、今後遺憾なきを期す
るよう指導してきておるわけでありまして、な
おこの検査その他の調査結果から見て、現段階の
ところでは、今回の事故が当該メーカーのえきの
給与に起因するものと断定するまでには至つて
いないわけですが、今後とも引き続きこの
原因につきましても究明をしなければならな
い。そうしていまお話のありましたように、消費
者たる農民の信頼にこたえていかなきゃならな
い責任がある、こういうふうな思ひます。

○小笠原貞子君 そういふ姿勢でやつていただ
き、さてそこで、そういう姿勢でやろうとなす
たいと切に希望するものです。

とくに、具体的にそういう姿勢を裏づけられる検
査体制なり研究体制というものがあつたらうかど
うかといふこと、この法案が通りました後の問題
で、前回からこの委員会でもまた、衆議院にお
いてもいろいろ論議されていることで、あえて重
ねて申し上げたくはないと思つたけれども、この
事件を通して私は非常にその点が残念だつたわ
けなんです。先ほども言いましたように、事件発
生したところと当事者である熊倉さんは、県に連
絡をした、しかしなかなかすぐには答えてもらえ
なかつたといふような点ですね。この間からの局長
の答弁の中で、現在肥後県検査所は国のものが六
カ所だと、各都道府県に各一カ所ある、人員に
しては、何か四十四人しかいないといふよう
なお話があつたわけなんですけれども、この法律が
通つて、ある意味では検査というものが整理さ
れてきて案になるというふうな点もありかと思
いますけれども、また今度のような問題が絶対起
きないとは限らない。そんなときに本間にこれを
すぐ受けて立つて検査してもらえたらどうかと
いうことを考えますと、大変に私たち不安に思
いますし、またこの間からの論議も、その点が果
して大丈夫か、といふ討論になつていたと思つた
わけなんです。第一に、国の検査所六カ所、四十
四人といふようなものを、この間の御答弁を伺
いまして、いますぐ何か所、何人あつて、予算は
どれくらいだ、と言ふことはおできにならない
といふことでしたので、あえてお答えはいた
だかなくとも結構ですけれども、ぜひ拡充して
成果あるものに、この法案の成果をちゃんと
そこで締めくくられるようにしていただきたい
と思つたわけなんです。

第二の問題については、この間も検査機能を分
担するお話しをいたしました。国の方は安全
性の問題を主に、そして地方の場合にはその成分
というふうな分担をしてやつていくといふよう
なお答えが出ていたわけなんですけれども、確
かに分擔するといふことは機能的分担に見え
るけれども、今度みたいな事件が起つたときに、
地方にそれだけのものを検査するといふような
体制

が——これではちょっとやりにくくなるんでは
ないか、かえつて時間がかかるというふうな
ことになるんではないかといふようなことから、
その機能分擔といふことでやつていけるかどう
かといふことですね。ちょっと不安が残るとい
ふ問題点と、それからいろいろ伺つてみると、
検査機械に對しての国の補助というものが、
地方の場合には出ているわけなんですけれども、
機械もさることながら、この人件費といふ
ようなものも地方自治体にとつて非常に困
る問題だと思つたわけなんです。人件費の補
助というものはなかなかむずかしいとおし
やると思つたわけなんです。考えられないか
どうか、今回の栃木県の場合にはわずか二人
なんです、職員が。これではとても大変だとい
われるのも無理ないと思つたわけなんです。特
に特約店や農家などから、いまみたいな具
体的に出してきたといふようなことでは、と
ても立っていかないんじゃないか。それから
私は、北海道がどうなつていくのかといふ
ようなことをすぐ問ひ合つてみたわけなんです
けれども、北海道も実にお粗末な体制になつ
ておりまして、きつと独立してなくて、北海
道農務部畑作振興課飼料検査室といふこと
になつて、道庁内の部局になつて、職員は二
人なんです。しかもそれが専任ではなくて、
一般の仕事と兼務して、といふことだつた
わけなんです。ビルは二つ、二人が兼務して
これらで果たして、農家やメーカーから物
を持ってこられたときに、果たしてどの程度
これにこたえられるのか、といふような点
を大変心配したわけなんです、その点など
についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 検査機関は国、
県を通じ、本法施行に伴い、できるだけ拡充
するよう、人員の面でも予算の面でも努力
をしたいと思います。

そこで、第一点のお尋ねの分擔関係でござ
います。それまでは法律に基づくものとい
うことは、栄養成分の確保の観点からの
検査を中心

しております、これも販売業者とかあるいは小さな中小のメーカーについては県、それから大きなメーカー、工場については国というような分担を一応はしておりますが、今後、安全性の検査が法的な検査として加わるわけでございますが、安全性の問題はその重要性から言います、また技術的な面から言います、各県で全部こなすのはなかなかむずかしいというふうに思っています、これは国の検査機関が重点的にやる。もちろん県がやらないという意味じゃございませんけれども、重点をそちらに置いていきたい。県は従来の栄養成分の確保という観点からの検査を重点としてやるという一応の分担でございますので、これは片一方は絶対やらない、こういう趣旨でございます。そのようにして常時定期的に協議をいたしまして遺漏のないようにしていきたいと考えております。

それから県の検査機関が非常に弱体であるという点につきましては、御指摘の面が多いと思っておりますので、県によって若干の差異はございますけれども、施設の援助のほか、人件費についても援助しろというお話でございますが、これは実は現在、地方交付税の基準財政需要の算定基礎に入っておらず、前々から何回も自治省に対して入れてもらいうようにお話をしているわけですが、これも、まだ実現しておりませんけれども、今年度にはぜひ算定基礎に算入してもらいうように、そうすれば人件費も施設費、運営費ともに算入されることになるわけでございますので、その点に当面重点を置いて措置をしていきたいというふうに考えております。

北海道につきましてはやや、他の県から比べても若干見劣りすると思えます。その点は今後、各県アンバランスにならないように、交付税の算定基礎に入れることになれば、そういう点でも前進できるのではないかと、いうふうに考えております。

○小笠原貞子君 いま各県調べてみますと、県の

中には条例をつくって、そして農家からの訴えや申請に基づいて手数料を取って検査を行っているというところもあるわけでございますけれども、どっちがいいやり方だとかはわからないにしても、いろいろ分担だとか全体機能を発揮するということも考えていただけたらと思うのですけれども、こういうような問題になると、持って行ってもなかなかちゃんと答えてもらえない、それじゃもう大変だということで、泣き寝入りになってしまふ。これは言っているのもめんどくさいな人というところで黙っているという農家の方たちにもなきにしもあらずと。いつも私たちも言うし、また大臣も局長もそうだと思いますけれども、やっぱりこういう畜産を進展させるというのには、農家の方たちが生産に意欲を燃やすという自発性というものが一番大事な基礎になってくる、そういうことから考えても、この法律が改正されるのを時といたしまして、こういつた申請についてその処理方法、国とそれから地方自治体、北海道で言えば道というような関係で、一貫してどういふふうにやったらいいか、というふうなものを、こういうふうにやろうと思えますというのを、何かく制度的なあり方というふうなもので御検討いただけたらと思います。

○政府委員(澤邊守君) ただいまのお尋ねは依頼検査のことではないかと思いますが、先ほど申し上げました強制抜き取り検査、これは手数料を取るべき性質のものじゃないかと思えます。現在取っておらないと思えます。依頼検査の場合は任意検査でございます、これは現在の体制ではなかなかそれに応じられないという県があると思えます。北海道の例で申し上げます、これは無料にはなっているけれども、なかなか応じてくれないという現実がございます。したがって、今後検討してみたいと思えますけれども、まあ、ある程度手数料はいただくということにしながら、そのかわり、できるだけ依頼検査には応じていくというふうなことも一つの方法ではないかというふうにただいま御質問しながら感じましたけれども、

も、よく研究してみたいと思えます。

○小笠原貞子君 抜き取り検査もあるし、いろいろな業務があるという中で、どんどん持ち込まれたら大変だ、というふうな点からやっぱりちょっとその辺のところをどういふふうにしたら一番合理的かということをお調べいただきたい。別に検査してくださいます、お金を取ってくださいます、と言っているのではないですよ。お金を取らないでサビビスしていただければ一番いいのですから、その辺誤解のないようにお願いしたいと思うわけです。

それで、検査制度の充実、安全確保というふうなところに重点が置かれていかなければならないと思うのですけれども、とりわけ抗生物質についての問題なんですから、やっぱり抗生物質というものは使用は非常に厳格にやっていた方がいい。その体制は、オール一〇〇%ということはおっしゃれないけれども、万全を期するという立場で抗生物質の取り扱いというものを御検討いただいているのかどうか。それからもう一つの問題は、農家の自家配合している場合です、自分でそれぞれ自家配合するというときに、その抗生物質というものはどういふふうに扱われるのか。この改正法では、それに対してのチェックが及ぼされるかどうか、具体的な問題としてお伺いしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 飼料添加物はできるだけ整理をして必要最小限度にとどめるように本法施行までの間に総見直しを、総点検をしてみたいというふうに考えておりますが、その中で、特に抗生物質につきましては残留性の問題なりあるいは耐性菌の増加の問題等々ございまして、特に耐性菌の問題につきましては、何回も御指摘もいたしておりますので、これは人体と共通の抗生物質については特に使わないように整理をしていく方向で見直しをしたいと思います。

それから、自家配合農家の抗生物質の使用の問題につきましては、これは技術的ななかなか均一に抗生物質を添加するというのはむずかしいこ

ともございまして、それから、有効な監視の方法も実問題としてなかなか徹底できないという問題もございまして、抗生物質を飼料添加物として使うというのは、配合飼料工場においてのみに限定をして、農家では使えないというふうな基準を二条の二に基づきます製造基準の中に入れていというふうに考えております。

○小笠原貞子君 それじゃ、全然農家が使うというふうなことはできないということですか。

○政府委員(澤邊守君) はい、そうです。

○小笠原貞子君 でも全然使わないとするとちよつと困るから、だからそれは証明書でももらって使えるというふうな道がないと。それもまた極端に押えられてしまふのではないかと思いますけれども……。

○政府委員(澤邊守君) ただいま申し上げましたのは、飼料添加物として抗生物質を使わせない。ただ、動物医薬品として、同じものでも医薬品として使う場合がございまして、これは獣医師の指示によりまして、いわゆる処方せんに基づいて購入して使うということは、添加物とは別個の問題としてできるように引き続きなるといふことでございまして。

○小笠原貞子君 そういふふうに十分注意しながら、また農家の被害が出ないようにいふところから解決させていくようにしたいと思えますけれども、そのときもなかなか大変ですね。農家一軒一軒に対してどういふふうに進捗するか、この間も局長その辺が頭痛いとおっしゃっていらした内容だと思っておりますけれども、大変だと思えますけれども、農家に対して親切な御指導もいただきたい、メーカーの方も押えるというふうなことで、ぜひ御指導もいただきたいと思うわけです。

次に、衆議院、そしてここでも大きな問題になりました、またちよつと云うのも同じようなお答えになるから、時間があるかもしれませんので局長の答弁も簡単に結構なんですけれども、配合割合の表示の問題なんです。これはどうしてもあまりいい答えが出ないものですから、またここで重ねて言わ

○小笠原貞子君　こんなふういろいろな事故が起こつた中で、完全なんというのは、まさに誇大広告もいいところだと思ふので、その辺のところをちよつと注意してもらいたいと思ふのです。

時間がなくなりましたので、最後に耐性菌の問題についてお伺いしたいと思うのですけども、私

たちは、共產党として修正案を出しているわけ
で、その中にも入れております耐性菌についてお
尋ねしたいわけですが、現在の飼料に、成長、促進
というような名目で、抗生物質、サルファ剤など
の抗菌剤が年間約三千七百四十トンですか混入さ
れていて、それが耐性菌の増加を招き、これが人
間にも入ってくるということですね。各種の病原
菌の特効薬として従来使用されていた抗菌剤が効
かなくなるといふうなことになるまいですか
と、これも衆議院で津川委員が専門の立場で指摘
をしておりますけれども、大変憂慮すべき危険性
というものが考えられるわけです。まだ、学問的

には未解決の部分というものもあるかと思いますが、耐性菌の存在そのものがきわめていろいろな悪影響をもたらすということも考えられると、とりわけ人畜共用というような抗生物質の使用については、嚴重なチェックということを考えていかなければならない。そういうことで、私たちは改正案の第二条の二にこの趣旨を盛り込んだわけですが、それはとり分けこの人畜共用というような、抗生物質や耐性菌の問題から考えて、どうしてもここを重視する必要があると、積極的に考えたわけなんですけれども、この耐性菌の問題について農林省としてはどういうふうに考えていただけるのかどうか。改正案で十分対応できるのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

加物を指定することにしております。審議会の意見を聞いた上で農林大臣が指定することになっておりますが、その際に、ただいまのような観点から十分に審査をいたしまして、おそれの、心配のあるものにつきましては、指定をしないようにしてまいりたいと考えております。

○小笠原貞子君 こういった問題については農林省だけでなく、厚生省とも御協力をいただいて、御検討いただけると思うわけですけれども、耐性菌の問題というのは、やっぱり私は軽々しく見られない非常に大きなことから、省内にこれに対処して専門的なプロジェクトチームでもおつくりになって、具体的に試験研究をさせるというふうなことも考えていってしかるべきではないかというふうに考えるわけですけれども、そこまで具体的ににお考えいただけないものでしょうか。

○政府委員（瀧邊守君） 農林省におきましては、

畜産局、それから技術会議の試験研究機関、それから獣医師会等で、一昨年から耐性菌の研究会を発足させております。これらの検討も含めまして、必要な場合にはさらに拡充をしていくということも今後検討したいと思っております。

○小笠原貞子君 時間が急に三十分短縮になりましたものですから、スピードをかけてしまいましたけれども、要は、申し上げたいことは、この飼料というものが非常にいま大きな問題になっておりますし、こういうような事故が起きないようにということが大前提でございますけれども、もしも事故が起こったときには、これにいち早く対処するという体制のもとで、そうして何といたっても生産農民にとりましては、これは非常に生活上の大きな問題でございますので、十分に生産農民の立場に立った処理を迅速にやっていたかどうかという体制を、ぜひこの機会に考えていただきたい、実施していただきたい。そうして、飼料メーカーに対しても、生産利潤というような立場じゃなく、先ほど言ったように、やっぱり倫理的な面で、十分農家からまさに信頼される飼料というようなこ

とで、製造できるような点でも、御指導なりやっていたきたいと、そういうことを心からお願ひをして終わらしていただきたいと思ひます。

○政府委員（澤邊守君） 御趣旨の線に沿いまして最大の努力をしたいと思ひます。

○志吉裕君 改正法案のことに入る前に、ちょっと伺いしておきますが、さきに可決をされました伝染病予防法の改正案の審議の際に、私は牛の異常産、アカバネウイルスの問題に触れているいろとお尋ねしたのでありますが、そのときに早い機会にワクチンの製造もやろう、こういうお話だったのですが、具体的にワクチンの製造の作業というか、研究ですか、これがどの程度進んでおるかお伺いしたいのですが、聞くところによりますと、技術研究会議の重点研究テーマに入っていないやに聞いておるんでありますが、その辺の事情について。

○政府委員(小山義夫君) 牛の異常産につきましては、まず原因の究明にだいぶん手間取りまして、困ったわけでございますけれども、プロジェクトチームを編成をして研究をした結果、血清学的な手法を中心とした研究の中で、いまお話のありましたアカバネウイルスが原因だというふうに疑われる成績が出てまいりましたので、これについて検討をした結果、アカバネウイルスの分離に昨年秋成功いたしましたして、それをさらに、これが確かに異常産の原因であるということを確認をするために、妊娠牛とそれから妊娠綿羊に感染試験を実施をいたしました。で、陽性反応が出ましたので、これは確かにアカバネウイルスが原因であるということが確認できたわけでございます。

この点についてはオーストラリアを初め、諸外国にも同じような異常産がございまして、原因がわからなくて困っていたわけでありますけれども、私どもが世界で初めてこの原因を確かめることができて、そういう意味での研究情報は各国に提供しておるわけでございます。

そこで、お尋ねの予防技術でございますが、や

はりウイルスでございますから、ワクチンの開発が一番大事だということで、いま進めております現段階を申し上げますと、分離しましたウイルスを種にして、直ちに増殖に入っております。ワクチンにもいろんなあれがございますけれども、いまとりあえずやっておりますのは、不活化ワクチン、いわゆるウイルスを殺して使うワクチンでございますけれども、この不活化ワクチンの開発をいましている最中でございます。これからの課題といたしましては、不活化ワクチンを使う場合に、やはりより有効なウイルスを不活化させる方法、それからさらに免疫を強くするためのアジュバントの検討というふうな問題がございますので、これをいまやっておる最中でございます。

さらに、いま申し上げたのは不活化ワクチンでございますが、本命はやはり生ワクチンの開発が必要になってまいります。と言いますのは、やはり生ワクチンの方が免疫の期間も長いです、あるいは使用上の利点等がございますので、これをぜひひいとも開発をしたい。ただ、この場合には、これは生きてゐるウイルスを使いますので、これを弱毒化させる方法なり、あるいは生きておりますので、実際に使う場合に障害があつてはいけません。安全性を十分に確認をしなければいけない。こういう問題が残っておりますでございます。

以上のようなことを現在までやっておりま
す。それについては、先ほども申し上げましたよ
うに、四十八年からことしまで、三年間のプロ
ジェクトチームを編成をしてやってきたわけであ
りますが、さらにいま申し上げたような課題が
残っておりますので、五十一年度から、来年度予
算から引き続きプロジェクト研究費を別枠で要求
をするつもりで、いま私どもの局の中で予算編成
作業に入っております。こういう段階でございま
す。

○志宮裕君 いまいろいろな経過はわかりました
が、この間の審議の際にも大体それに似たような
答弁をいただいておりますので、私があ
えて強調しておりますのは、そういう事情を踏ま

こと——そこで法律的な手段でやるということとは、ごさいませんけれども、ただ自家配合をもう少し促進するようなことだとか、あるいは銘柄も全り数多くということでなしにある程度縮小していくとか、そういうことはこの法律に基づく直接的な措置としてではなくして飼料行政全般の中で当

然考えていくべきだというように考えております。

○志吉裕君 この法律が、私のちょっと述べたようなものよりはもう少し狭くて技術的なものに限定をして考えているように思いますが、私は、いまあるここにAならAという飼料があって、これがどんな品質を持っているとか、あるいはこれが安全だとかという、それだけではやっぱりよくは畜産の対応にならないと思うんです。もう少ししたとえばこういう飼料の品質よりもほかに、そういうものよりもっと視野の広いことを考えなければ対応できないんじゃないか。たとえば飼料の配合なら配合考えますけれども、原料が大部分こう値段が上がり下がりをしていまして、配合割合を適当に変えることによってそれを切り抜ける。で、農家は配合割合を変える必要もなければ、変える力量もなければ何もないわけでありまして、これは全くメーカーですか、商社ですか、そういうところのサイドで一方的にやられるわけですね。たとえばそういう点の規制ならこの法律を使ってもできぬわけじゃないですか。これ一例ですよ。たとえばそういう意味での私はもう少し角度の広い、視野の広い飼料の品質というもののとらえ方をしたいわけでありまして、実は、で、そうすると当然、こういう法体系よりはもう少し飼料の生産から流通に至るものを全部網羅をした飼料に関する何か法制というようなものができまして、私の言うているものには合致をしてくるわけでありまして、どうもこれは一部分だけをとりえてい過ぎると思うんですね。という点で、今日のいわゆる日本の畜産というようなものに対応するには、たとえば飼料の品質という側面だけ見ても不十分のような気がすると思うんです。あります、そういう点はどうか。

○政府委員(澤邊守君) 御指摘の点は非常に大事な内容にかかわること、私も同様に思いますが、先ほど申し上げておりますように、この法律はどちらかと言いますと、安全性を加えましたけれども、技術的な観点からの規制法でございますので、この中に経営的な観点からの問題、あるいは流通なり価格なり飼料行政全般にわたる各種の法的な措置を一元化して法律をつくるというようなことは、いかかという感じを持っております。もちろん現在、御承知のように飼料需給安定法というものがございまして、需給調整あるいは価格安定ということをお願いしてやっておりますわけでございますが、これらも飼料行政としては非常に重要な法制になっております。もちろん法律だけではございせんので、価格安定のためには、先般国会を通していただきました配合飼料の価格安定特別基金によりまして価格補てんによる価格変動に對します経営の緩和の問題、それからことしから実行に着手しようとしておりますような備蓄の問題等が非常に重要な問題になりますけれども、これらを一本の法律でというのにはなかなか無理な点があるのではないかと、このように思っています。で、必要なものは他の法律あるいは法律を待たずして予算措置なりあるいは行政指導をもちまして総合的に実施していただければいいのではないかと、御指摘の内容についてはよく私も私どもは理解をいたしまして、そのような点は今後は正をしていく努力をしなければいけないというように考えます。

○志吉裕君 これは、まあそれこそ国民の側から見ても、私、私は、まあそれこそ国民の側から見ても、わがかりやすいシステムを考えるとすれば、やっぱり飼料と言ったら、生産から流通の果てまで全部整理をされた一つの法体系があるというところの方が望ましいと思うんで、そういう点で課題として提起をしておきたいわけでありまして、私はむしろこの辺原動力の議論みたいであります。そういう意味ではもう一方の安全性というものは、それはまた別の法体系できちっとチェックをするという体制、体系があってもいいのじゃないか。こういう気持ちを持つわけでありまして、そこで——時間がばかにならないですね。安全性というもののについて、一体飼料の安全性とはどういうことですか。

○政府委員(澤邊守君) 安全性の概念でございますが、これは二条の二に基準、規格の規定がございまして、その中である程度明らかにしてあるわけでございますが、飼料のあるいは飼料添加物の使用が原因となって人の健康を損なうおそれのある畜産物が生産され、または家畜に被害が生じて畜産物の生産が阻害されるような事態を防止する。そのような事態がないというのが安全性の確保ということだと思っております。したがって、人の健康とそれから人の健康にはかわりはないけれども、家畜そのものの対する安全性、その二点があるわけでございまして、その中で当然重点を置いて考えておりますのは、人の健康に対する安全性の問題でございまして、有害物質だとか、病原微生物等が畜産物に残留したり、それが人体に移行するにやしないかという点でございまして、その場合、飼料についての安全性でございまして、考え方といたしましては、最終的な食品の安全性は、これは厚生省が公衆衛生の観点から種々の基準をつくるわけでございまして、それに適合するように飼料の給与、あるいは飼料添加物の使用の段階でどのように規制をすれば食品の安全性を確保できるか、というように観点から種々の規制をしていくというのが考え方でございます。

○志吉裕君 私、安全性はもう少し厳しく申し上げておこうと思うんですが、いま局長おっしゃるように、人の安全性ということですから、この法律にはおそれのあるものとか、いかがわしいものは全部シャットアウトということになるわけでありまして、おそれがあるとか、いかがわしいとかということよりも、人の安全ということになれば、人体には不必要なものは摂取しないという原則が確立されなければ、これはやっぱり安全性の追求に私ならぬと思うんですよ。フラゾリドの話なんかいろいろありました。PCPから、石油たん白からいろいろ御議論ございましたね、いま出回っている幾つかの薬品について。その種のものは人体が摂取してプラスになるとい

ものじゃないんです。できることなら、何にも入れない方がいいんです、体に。そうでしょう。これはやっぱり安全性の哲学のようなものを確立しておきませんと、だめなんですよ。一方じゃ、畜産の生産を上げたい、生産性を高めたいという一心でおるものが、もう一方で、安全性の管理に当たろうとするのでありますから、よっぽどきちっとした、物の考え方を整理しておかなきゃいかぬと思うんですよ。たとえば、いま言いましたニコトフラン系のそういうものなどは安全性の見地からいえば、体内に摂取しない、不必要なものは一切に粉れ込まない、これが確立されてなければ安全性の確保ということになりますよ。それを何かの条件で、破るんだとすれば、もう一方のメリットですね、人体にとってはデメリットでしょうけれども、もう一方のメリットというものがまさに合意が得られるものでなければだめですよ。その線引きをどうするかという問題がいつまでも出てくる安全性の議論なんですけれども、この辺はもう少し、物の考え方としてきちっとやっていきたいと思います。この法律読んでまいりますと、「必要と認める場合」、「特に必要と認める場合」、「特に何とかな場合」というようなことですね。普通の場合のことはちつとも書いてありませんが、「おそれのある場合」、「認める場合」、「特に何とかな場合」、「特に」と、やたらとこういう皆さんの判断にかかわる問題がずいぶん多いわけですね。われわれが指摘する、いやそれは特にそうじゃなかったと言え、それはそれっきりの話なんです。これはあらゆるところの、廃棄の問題にしても、販売の制限の問題にしても、これ読んでみますと、巧妙にと言っちゃ悪いけれども、「特に」とか「何とかな」場合でしょう。「必要と認める場合」、「特に必要と認める場合」と、必要の場合にも「特に必要」と「必要」と二種類あるわけで、そういうところに物差しを引く場合には、いま言う安全性の哲学とでもいいますかね、そういうものが関係者に確立をしてい

なきやだめですよ、これは。もう一度聞きますが、そもそも安全性とは何ですか。

○政府委員(澤邊守君) 安全性は、先ほど申し上げましたような人体の安全性と家畜に対する安全性と二つあると申しました。先ほどお尋ねございました中で、人体に不必要なものは使わないという事は、これは食品の段階での哲学だというふうに理解をしているわけですが、これは私が断定的に申し上げるわけにもまいりませんけれども、食品でございますので、これはいわゆる厚生省が公衆衛生の観点から決めるべきこととございますが、私もそのようなことだというふうに私なりに思います。ただ、飼料の規制は、いま申しましたような観点から、厚生省が決めます食品の、食肉なら食肉、牛乳なら牛乳の安全基準というものは、これは厚生省がお決めになるわけとございまして、恐らく先生がおっしゃったような趣旨で決められると思いますが、それに適合するように、違反しないように飼料の使用の方法、基準、成分を規制していくというのがこの法律の考え方でございます。たとえば、抗生物質が食品の中に入っちゃいけないということであれば、畜産物として抗生物質が移行するような場合は、その抗生物質はえさとして使わせない。えさとして使った場合に、食品に移行するような場合には、これは厚生省でストップかけられますので、そのような抗生物質はえさとしても使わない。ただ残留しないものは、これは他の目的上必要なものは使う。これは厚生省の基準に、食品の段階で違反することはないから使う。たとえば、こういうような考え方で、両省の分担も、しかも緊密な連絡をとりながら適正に運用していきたいという考えでございます。

○志吉裕君 どうも、私もそう安全な方じゃない方ですが、局長の話を聞いてると不安です。ね、本当に。この程度の理解じゃあれですね、あなたは、何か私が聞くと、いや、それは厚生省が厚生省が、と言って厚生省を安全省にしています。が、私も、それは不十分ながら、日本の厚生省が安全省だと思ふんですよ。でありますから、いろいろ参考人の意見等もありましたように、むしろ安全というものは、そっちの方からやってもらいたらどうだというぐらゐの極端な意見で、あるいは農林省の中で考えるにしても、厚生省との連携をとりながら農林省の中にも、やっぱり安全というものを重視をした特別の機関のような、特別のグループのような、そういうふうなものがあってもいいんじゃないかという意味で、ちょっと、この安全問題議論を吹っかけてみたわけでありまして、どうもあなたに任せておくと不安で心配です、率直に言います。そこでそういう場合には、いろいろ議論ありましたように、安全性というものは、やっぱり絶対安全といひましても、別にほかにメリットがあれば、それとの調和というものを、ときには考えなければならぬ場合があるわけですよ。レントゲン一つも受けないと言ったって、肺病になったら、しょうがない、調べてみようか、というときには、毒だけれども受けるというふうな合意点がどこにありますか。そういう点を採り求める意味でも、ぼくはやっぱり安全性というものは結局合意の問題ですから、安全性に関するデータは、これはもうすべて公開をするというのをたてまえにしておかなければ、安全性の確保はできないと思ふんですよ。この点は強く要求したいんですよ。よろしいですか。

○政府委員(澤邊守君) 農薬資材審議会が重要な役割を、この運用上果たすわけとございまして、そこでのデータにつきましては、必要と認められる場合には、できるだけ公開をしていくというようにしたいというふうに思っております。

○志吉裕君 最後にしますが、それいいんですよ。いいんですが、どうもこの間から聞いていますと、専門家の意見を聞いてとか、農薬資材審議会の意見を聞いてとかいいますが、私らの意見も聞きなさいよ。一緒に頑張って言っているんですよ。それから、専門家というものは私は最近非常に不信が強いんですよ。第三者、専門家、中立的立場というふうなものが今日いかに安全でないかということが、さまざまの住民運動等でひっくり返る。地べたをはうような、そういう運動の中から、ずいぶん専門家が出てきているわけよ。既成の権威というふうなものね、既成の科学というふうなものを別のサイドから見ることができると、そういう専門家だつてどんどんなわけですからね。そういう意味では私、審議会の人選なんかの場合にも、これは既成の概念の、やれ第三者であるとか、中立であるとか、専門家であるとか、科学者であるとかというよりも、もう少し発想を変えた人選を求めるとともに、いま局長の答弁にありましたが、安全性に関するデータは原則として公開をするというのを貫いてほしいと。

以上で終わります。

○政府委員(澤邊守君) 審議会の委員の人選でございますが、これは客観的公正な審議、科学的な審議ができるにふさわしい人をお願いしたいというように思っております。まあ消費者側の意見も聞くようにというお話でございしますが、そういう点は、審議会の運営として必要があればそういうふうな運営は考えていくべきだというふうに思っております。

○工藤良平君 いま安全性の問題が出ましたので、私もその問題から入ってみたいと思ひます。

この法律の目的というものが、いま議論がありましたように、安全性というものを主として規制をしていくというところが、今回の法律の改正案の主とした私は目的だと思ひますが、これは一昨年だったと思ひますけれども、私は本委員会で大分県に発生をいたしました牛の奇形児の問題を若干取り上げたことがございまして、その奇形の発生現象というものがどうも飼料との関係があるのではないかと、これを指摘をしてみたい。当時はそれが明確になされていなかったものでありますけれども、他のたとえば岐阜や愛知の状況は、私どもが概括的に見てみますと、どうも

そういう関係が無視できないのではないかと、そういうような気がするものでありますけれども、その点について農林省としてどのような調査をなさっているのか、まずその点をお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) お尋ねがございました四十七年夏以降、九州あるいは西日本中心で、まあ最近一部は関東なり東北まで及んだ牛の異常産のことでございまして、これは農林省といたしましては、原因については、飼料、農薬等による中毒あるいは細菌、ウイルスによる感染病等、それぞれの観点から総合的に究明に努めました結果、吸血昆虫が媒介するアカバネウイルスによるものであるということがほぼ確実視されております。その意味では飼料との関係はないという、最終的断定ではございませんが、大体そういう結論に近づいております。

なお、本ウイルスの性状の確認及びワクチンの開発につきましては、先ほど技術会議の方から御答弁ございましたように、現在なお検討を進めておるところでございます。

それから四十八年の五月から七月にかけて富山県で発生いたしました乳牛のダイブによる被害、これは明らかに飼料によるものであると。これは、調査団の現地調査までやりました結論が、昨年の七月報告として出されておりますが、これは冬季型の、冬の飼料から青草への転換時期で、非常に牛の生理が生理上不安定な時期に非た、配合飼料であるダイブというものを急激に給与したという結果、生理上の適応性を越えたために死亡なり、あるいは他の原因もございまして、死亡も、競合した原因もあり得るけれども、死亡あるいは下痢とかあるいは能力の低下というふうなことが起こった。その意味ではこれは飼料によるものであるというふうに見ております。

それから四十七年から四十八年にかけて、愛知、岐阜等の一部地域で、子豚のびっこ、あるいは歩行困難等を示すものが報告されましたが、こ

これは県の保健衛生所あるいは農林省の家畜試験場で検査の結果、子豚が不良な飼養環境下で飼育され、個体の抵抗力が低下しているところにブドウ球菌あるいはコリネバクテリウムという菌が感染したことによって起こったものと判断され、飼料との特別の関連は認められないのではないかとこのように考へております。

○工藤良平君 いまいろいろの研究データが出されておりますけれども、一般的に私どもが印象として受けますことは、非常に家畜につきましても奇形、奇病といったようなものがふえているというふうなことが指摘をされている部分がたくさんあるわけでありまして。そういった意味から私は、今回のこの法律の趣旨の中で、特に飼料添加物に対する理解というものが根本的な問題として十分に議論をされなければならないと思つておるわけですが、この飼料添加物について、——ここにお見えの福原課長が、成長促進あるいは病氣予防から着色剤まで含めました飼料添加物の正しい使い方というところで、いろいろと問題点を指摘をしておりますし、まだ不明確な成長促進効果というふうなことが指摘をされておるようでありまして、私は、この点非常に興味を持って読んだわけでありまして、そのことを前提に置いてこの法律というものを考へてみますときに、いまお二人からも御質問がありました、この法律の中で最も私は基本的な問題として考へていきたいと思つて、家畜、それがやがて人間の体内に入つてきて被害を及ぼすようなことがあつてはならないというところから考へられているということについて、私も非常に大事だと思つておるんです。

ただ問題は、この法律の中にもありますように、第二条それぞれの項目を見ましても、たとえば「(検定及び表示)」という第二条の四でございますけれども、これを見ましても、一定の規定によつて規格が定められる。その規格が定められた飼料の中で、特に「飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが」とあると、こういうようなことから、そういうおそれがある飼料に対して、この特定飼料を指定をいたしまして、それに対して検定をしようというふうになつておるわけですね。そうすると、そもそももう疑いのある飼料が畜産飼養家の手元に届けられるという前提の上に立つて物を考へようとしておる。そこに私は、大変大きな問題があるように思ふわけですが、むしろ疑わしきものは一切飼料として使わせないという前提がなければ、これからの畜産農家というものは非常に大きな問題を私は今後に残すのではないかと。このように基本的なことを考へるわけですが、その点についてぜひ最初にお伺いをしておきたいと思つておる。これは各条項に実はまたがつておることでありますから、その点をお聞きをしておきたいと思つておるんです。

○政府委員(澤邊守君) 二条の四の特定飼料は、まあ特にそのようなおそれが多いと認められるものを政令で指定して、事前の検定を受けさせる、事前のチェックをするという仕組みに関する規定でございます。これで具体的に特定飼料として指定をする予定にいたしておられるのが落花生油かす、それから抗生物質を考へておられるわけでございます。まあ落花生油かすにつきましては、アラトキシンという有害物がこれ入つておるわけでございますが、これは、これが一定量以上入つておる場合には安全性を損なうおそれがあるということ、現在も行政指導によりまして実は事前チェックを、輸入される物の各ロットごとにやっておるわけでございます。そういう意味では、天然の物でございまして、飼料原料の中にはそのような物が混入されておるということを防ぎ得ない物もあるわけでございますが、これが一定量以下でございまして、人体あるいは家畜の安全上問題がないということでございますので、その基準を決めまして、それ以下の場合には使用しても構わないというようにしておるわけでございます。

その意味では、そういう有害物質が入つておる物は一切やめるべきだと、こういう見解も一つの議論としてはなくはないと思つておる。先般の参考人のお話でも、薬というのはある意味じゃ全部有毒である、毒であるというふうなことからいたしますと、ただいまはその落花生油かすという天然の農産物のお話ししましたけれども、抗生物質とかその他の物につきましても、薬にも使いますが、添加物にも使うという場合、それは扱い方を誤ればマイナスマス、有害性が出てくるわけでございます。しかし誤らなければ、一定の限度以内にとどまるならばプラス面のメリットが非常に大きい。成長促進なり、あるいはカビを防ぐとかいう意味でプラスが出るというところでございます。その公正な使用基準の範囲内においては使っていくことは許されるのではないかとこのように考へるわけでありまして。

○政府委員(澤邊守君) 二条の四の特定飼料は、まあ特にそのようなおそれが多いと認められるものを政令で指定して、事前の検定を受けさせる、事前のチェックをするという仕組みに関する規定でございます。これで具体的に特定飼料として指定をする予定にいたしておられるのが落花生油かす、それから抗生物質を考へておられるわけでございます。まあ落花生油かすにつきましては、アラトキシンという有害物がこれ入つておるわけでございますが、これは、これが一定量以上入つておる場合には安全性を損なうおそれがあるということ、現在も行政指導によりまして実は事前チェックを、輸入される物の各ロットごとにやっておるわけでございます。そういう意味では、天然の物でございまして、飼料原料の中にはそのような物が混入されておるということを防ぎ得ない物もあるわけでございますが、これが一定量以下でございまして、人体あるいは家畜の安全上問題がないということでございますので、その基準を決めまして、それ以下の場合には使用しても構わないというようにしておるわけでございます。

○川村清一君 ちょっとと議事進行について発言をいたしますが、余りに与野席の方は、私はだらしないと思つておる。これは野党の方は全会派出席しておるわけですが、特に私の社会党の方は全員出席しておるわけですが、少なくとも、半分までは申し上げませんが、せめて三分の一ぐらいの議員は出席してしかるべきではないかと思つておる。こういう状態なら地方議会はとくに流会になつておりますよ、私も地方議会に十年間籍を置いた経験がございまして、何も私どもは与野党の方の質問をやめてくれなんて言つた覚えは一言もございませぬし、やられる方は幾らだつてやつていただいで結構なんでございまして。法案の審議促進のため、野党の方が一生懸命協力しているのかかわりませぬ、与野党の方は、いわゆる法案を提案されておる政府与野党がこんな一体かつこうでいいのかわりませぬ、私ははなはだ不満でございますので、いまは流会にするなんていう気はございませぬが、今後のこともございまして、一言、私、委員長に対して注意を申し上げておきます。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。与野席に申し上げますが、委員長から特に申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。委員会の出席については、その趣旨をいままさら説明するまでもございませぬが、重々御注意していただきたい。申し上げておきます。

○工藤良平君 いま局長お話しのように、必ずしも疑わしき物はあるけれども、その量によつては家畜の飼料として使用しても差し支えないと、こういうような理解も成り立つわけですが、もちろんそれはどこに限界を置くかということについては非常にむづかしい問題でありまして、たとえばカドミウムという非常に微量な物が体内に入ることによつて、それが蓄積をされて人間の体を損なうというふうなことがありまして、したがつて、この疑わしき物はやはり使わないという原則を踏まえていないと、いついかなる場合に何が起こるかかわらない。そういうことは、やはり人間が食糧を供給をしていくという農業の立場から私には、大変重要な問題だと思つておるわけですが、そこで、ひとつお伺いいたしますが、これは厚生省お見えになつておると思つておるが、いわゆる、先日も参考人からお話がございましたが、単細胞たん白というところで、実は私も一般に言つておる石油たん白の使用という問題について、ノルマルパラフィンの使用についてこれが問題になつたことがございまして、現在その使用について、飼料として使用することについてどのようなことがなされておるか、ちょっと、その点お聞きをしておきたいと思つておる。

○説明員(岡部祥治君) 先生御承知のように、いわゆる石油生産物を利用いたしまして微生物、これを利用いたしまして飼料等に利用する技術が一九六三年あたりから欧州で開発されたわけでございます。その後、昭和四十三年あたりからわが国でもこういう技術が開発されて、これを食用化しようというふうな動きがあつたわけですが、これが飼料として用いられる場合

でございまして、最終的には、それらの肉あるいは乳というものが食品になるということから、昭和四十七年の十二月に食品衛生調査会におきまして、飼料としての石油たん白につきまして実験段階におきましていろいろな検査結果を検討し評価したところでございます。それで、これらの結果から見まして、さらに企業化、いわゆる工業的段階におきましてさらにこれらの安全性を再検討する必要があるというようなことから、再度これを、その結果を踏まえまして再評価するということとしたわけでございしますが、当時開発を計画いたしておりました二社は、いわゆる国民的理解が得られない等の理由からこれの企業化は現在行っていないところでございます。

○工藤良平君 いまお話しのように、厚生省の食品衛生部会であるいろいろ検討されて厚生大臣に答申をして、その結果、いまお話しのように製造計画は中止をされていくと、このようにお話しのようにでございます。この資料によりますと、これは東京大学の名譽教授の山田浩一先生の「SCP生産の意義と世界の現状」というパンフレットによりますと、これからのたん白資源はSCPに頼らざるを得ない、それが国際的な趨勢である。しかもそれは安全性を完全に確認をされているということが出されております。しかし、いまお話しのように、わが国におきましてはこのノルマルパラファインにつきましては、お話しのように製造計画を中止をされているということが報告をされているわけですので、これはことしの「科学朝日」の五月号の表紙に「単細胞タンパク」と、こういうことで大日本インキ化学の広告が出されているわけですね。これは「バイトン」という飼料の形でこれは大いに売り出そう、こういうようなことが実は広告として出されておるわけでありまして、これは山田先生の考え方と全く考え方を一にするわけでありまして、この広告を見て厚生省としてはどのようにお考えでございましょうか。

もし、これが現実の問題として販売をされるとなつたときに、製造中止をしているというその考

え方とどのような関連を持つのか、その点についてお聞きをいたしたいと思ひます。

○説明員(岡部祥治君) ただいま御審議を願っておりましてこの法律におきまして、二条の六でそういうものの評価、あるいは安全性の確認ということがなされまして、それから後にこの飼料として用いられるわけでございしますので、さらにそれらの科学的な検査データ等を十分勘案いたしまして、必要に応じてさらに食品衛生調査会等で慎重に検討をいたすことになっております。

○工藤良平君 いや、こういう広告が出て、これ売り出された場合に、厚生省としては実際にどのような扱いをなさるわけでございましょうか。

○説明員(岡部祥治君) 実際に売られるかどうかまだ疑問でございしますが、それらにつきましても、飼料としての問題といたしましては、現在御審議いただいておりますこの改正法によりまして所要の措置が講ぜられるわけでございまして、それらのデータを十分検討いたしまして、必要があればさらに農林省とも十分協議いたしたいと考えております。

○工藤良平君 そういたしますと、この法律がいつ成立するか、きょう成立して、明日の本会議で決定をするということになりますと、この広告に出されている飼料というものは完全にチェックの範囲内に入ると。これは使つてはいけませんというところに当然なるだろうと思ひますが、その点については農林省。

○政府委員(澤邊守君) ただいまの雑誌の広告でございしますが、われわれは現段階として結論的に非常に不適当だと思ひます。したがって、呼びまして、慎重に注意を促したところでございします。ただ、研究開発は現在やっております。企業化はやつておられないという段階でございします。

そこで、農林省といたしましては、この法律が通りまると、そのような石油たん白飼料につきましては、新飼料ということになりますので、二条の六の規定で「使用の経験が少ないうえに有害でない旨の確認がないと認められる飼料」というの

に該当いたしますので、直ちに販売は禁止したいというように思ひます。現在、現実に販売される場合には、販売を禁止するということにはいたしたいと思ひます。安全性の確認についてまだ完璧とは言えないということがございします。さらに、国民的な合意も得られぬという現段階において流通を認めるつもりはありません。

○工藤良平君 この広告によりますと、大日本インキ化学は、四十九年の四月一日、ルーマニアにおいて合併会社を設立をいたしまして、すでに「バイトン」の年産六万トンの工場建設を始めているということが言われておまして、量産体制に入ろうとしている。逆に、日本でできないからよその国でつくつて、それを「バイトン」という名前を使って入れようとしているわけですね。

これはやはり非常に重要な問題なんで、そういういたしますと、私が先ほど申し上げました、疑わしいものが入つてくるけれども、それは微量だということではあります。また、それと可能性はなかにしもあらずだと思ひます。そこにやはり根本的に疑わしきものは一切使わせないという原則を私は打ち立てていかないと大変な事態が起るような気がいたすわけでありまして、この点について、これはどうなんですか。実際にそういう工場建設が進められているということについて確認をしていらっしゃるかどうか。これはよその国の話でありますけれども、合併会社として発足をしているというところが、この大日本インキ化学の広告として出ているわけでありまして、間違いないと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 石油たん白飼料につきましては、現在イギリス、フランスですでに製造、企業化しておるわけでございします。それから私どもの聞いておるところでは、ただいまのルーマニアの話、それからイタリア、それからソ連でもやつておると、詳細はわかりません。というように聞いておられますので、ただいまのこの広告の内容については、その点は多分本当だろうというように思つております。

○工藤良平君 そうしますと、これ確認をしておきたいと思ひますが、もし、この飼料が入るといふことになりましたと、これはわが国におきましては使用はまかりならぬということで、チェックの対象になりますね。その点確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) そのとおりでございします。

○工藤良平君 それからもう一つは、いま私が例に申し上げましたSCPの非常に推進者であります山田浩一東大名譽教授と全く同じということではありせんけれども、昭和四十九年の七月に、農林大臣官房企画室から、「蛋白質油脂資源の開発利用について」という、これは未定稿でありましようけれども、文書が出されているわけでありまして、これは読み上げるといふところまであります。これは読み上げても、時間が余りありませんから、私は読み上げませんけれども、しかし、これからの人類が最終的に期待をつななければならぬたん白資源は、好むと好まざるにかかわらず、SCPであると

言われていると、そういうようなことを前提に置きながら、これからのたん白資源対策を進めなければならぬと。まあこういうふうに書かれておりますし、そして、一定製品をよく管理し、自動化し得る工程によって必要とする量を、いつでも安定的に供給可能であるということが最大の利点である。まあこういうことが書かれているわけですが、これはいま三つの私は具体的なものを申し上げましたけれども、そういうような方向がやはり根底にあるんだというように私どもとしては非常に重要視いたしたいと思ひます。

もちろん、農林省が日本のたん白資源というものを、海も狭められ、さらに日本の農業というものを、畜産は振興してまいりますけれども、振興すればするほど、この飼料の輸入は増大をします。自給率は低下をするという経過をたどるわけでありまして、どこかに目をつけたというその熱意についてはわかるのでありますけれども、しかし、それが危険を伴うというものがその主

体となるということになりますと、これは農業という観点からいたしまして私は、非常に大きな問題を残すような気がするものでありますけれども、この点についてのこれは大臣ひとつ御見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いまいろいろと御指摘がありました石油たんの飼料化につきまして、先ほどから局長が申し述べましたし、私もしばしば国会で言明いたしておりますように、国民的合意が得られない限り、同時に安全性が確認されない限り、これは飼料化を認めないということ、今度の法律改正によつても、それがより明確になったわけでございます。が、これからのやわが国の制約下における資源状態の中にあつて、飼料問題を解決していくことになりますれば、いま農林省で研究開発しようといつたしております農林水産物の廃棄物によるところの微生物たん白といったようなもの、今後の飼料化の一つの大きなわれわれはこれから研究していく一つの課題であらうというふうには考へておりますけれども、それにいたしまして、やはり今回の法律の審議の中においてしばしば御審議が行われておりますように、われわれとしては、国民経済的な立場に立つても、やはり飼料、あるいは飼料添加物に対しては、より安全化を確認をするというところでこれからの行政体制というものを確立をしていかなければならない。これが同時にまた、これからのわが国の農業を發展をさせる道にもつながっていくことであらうと、こういうふう

に考へるわけでありま。

○工藤良平君 この飼料問題が非常に重要視されてまいりましたのは、特に配合飼料を製造する過程の中で、それに対する、先ほども申し上げましたように、もちろんこの成長期から、医業的な問題から、あるいは着色に至るまで、いろいろな形の添加物というものが製造過程の中で付加されるようになってきたからで、そういうことが安全性という問題と同時に、またこれは私は、価格の面にも影響してくると思ひますけれども、非常に大

きな問題として提起をされてきたわけでありまして、私はやはり家畜というものは本来の姿で飼う、その中から安全性を私たちは求めていくということが非常に大事ではないのかというように思ひわけでありま。で、そういう意味合いから先ほど申し上げましたように、特定飼料というやうな名目のもとに特別の扱いをしなればならぬやうな私は飼料というもののについては、これをどの段階でまず排除していくかということが非常に大事だと思ひます。そのためには、その規定をつくります農林省の段階で、特に農業資材審議会の意見を求めるということになっておりますけれども、先ほどのように山田先生のやうな方がずらつと並んだんでは、これは一も二もなく、はいよろしうございませ、どうぞと、こういうことにな

るわけなんです、やはりこの資材審議会の構成というものが非常に重要な役割を果たしてはくれないかと思ひます。で、現在の日本の畜産の方向というものが、豚やあるいは鶏の方向に非常に大きくウェイトがかかつていっている。もちろんそれは日本のやうな非常に狭い国ですから、豚や鶏はサイクルが非常に早いわけですから、回転が早いわけなんです。しかし、ただこれは人間の食への種類と重複をするというまた弱点も持つていけるわけですね。で、しかもそれは、このやうな危険を予想される添加物が含まれた配合飼料によつて圧倒的な部分が飼育されている。もちろん、それは大型化という大きな流れの中でそのことがますます推進をされていくこととして現在のこの畜産の状態というものを私考へてみると、どうもそこに根本的に大きな問題がひそんでい

るやうな気がするわけでありま。

したがって、その問題を考へてみますと、まず農業資材審議会の構成について、この前参考人の方四名いらっしゃるけれども、その皆さんほとんどが、この危険性を指摘をしていられるわけでありま。それから、そういう方々を十分この審議会委員として配置をしながら、安全性確保というこ

とをまず皆さんおっしゃっていらっしゃるわけですから、この確立をするという前提に立つべきだと、これが私はこの法律のまず基本になると、このやうに思ひますけれども、その点についてはどうでしょう、大臣。お伺ひいたします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まあこの審議会の構成というものは非常に大事であらうと思ひわけでありまして、したがって、利害関係者を入れないということはもちろんでございますが、一方に偏らない、中立的な公正な委員によつてこの審議会を構成をしていきたいと、そして誤りなきを期したいと、こういうふうな思ひわけでございます。

それから、私、先ほど志吉さんの質問がございまして、それに対して、この法律の運営について基本的なあり方について畜産局長がお答えしたわけですが、まあこの法律は技術的なものであると、品質の改善、そして安全性の確保といった技術的なものであつて、そして畜産物の生産、流通というものに関する基本的な方向については規定をしてないということでありま。したが、確かにそののとおりであると思ひますが、やはり私はこの法律を運用していくという中であつてはですね、やはり広く国民経済的な視点に立つてやはりこの法律というものは運用をするのが正しいのじゃないだろうか、こういうふうにも考へるわけでございます。まあ非常に、そういう意味においてより安全性を確保していくというやうなことをさらにこの法律の改正によつて明確化していくというた

めの種々の施策を積極的に講ずる必要があると考へております。

○工藤良平君 その点については特に私は慎重過ぎるほど慎重にぜひ対処していただきたいと思ひますが、まあそこはおっしゃいましたと実際に日本のこのたん白資源を確保していくためにはどうしてこの畜産振興を圖らなければならぬといふやうなものでございませ。これは畜産局長にお伺ひいたしますけれども、五十七年の目標の生産目標を決めましたですね。これはもちろんあくまでもい

非常に、全体的に見ますと、伸びていくやうな傾向でとらえられてはおりますけれども、しかし、そのもとになります飼料というものはあくまでもやはり外国から入れなざるならぬというこの体制というものは変わらない。むしろ強化をされるというやうな気がいたします。そこで、このたん白系の飼料の輸入計画というもので、これについて概略をひとつお示しをいただきたいと思ひま

す。

○政府委員(澤邊守君) 五十七年とおっしゃいましたけれども、六十年が目標でございませ。——それで、六十年の飼料の需給規模全体で二千九百八十八万トンでございます。これはT D Nに換算をしておりますので、実量ではございませ。そのうちで粗飼料、牧草だとか飼料作物でございませ、これが九百二十六万九千九百九百二十七万トン、ラウンドしまして七万トンと。そうしますと濃厚飼料が二千六十一万トンということになるわけですが、その中で輸入濃厚飼料は一千四百七十七万トンというところになっております。これ、四十七年の基準年次と比べますと、粗飼料の方は約二倍にふやすと、濃厚飼料の方は三三%ぐらいにふやすということで粗飼料の増産を、これは国内資源を活用するわけでございます。それに重点を置いて家畜の粗飼料給与率を高めていく、それを通じて全体としての濃厚飼料、粗飼料を通ずる自給率を少しも上げていきたい。こういうことをねらつておりますが、濃厚飼料につきましては、中小家畜は特に濃厚飼料の依存度が高いわけでございますし、草に切りかえるという、あるいは飼料作物に切りかえるものも限度がございませ。で、それらが増産されることに伴つてやはりこれもふえるというこ

は、まあやむを得ないのじゃないかというやうに考へますが、輸入全体では一千四百七十七万トンというところでございませ。

○工藤良平君 これはもつと小さく詰めたものですけれども、時間ありませんからまたの機会に小まめに詰めたと思ひますが、いずれにいたし

まして、濃厚飼料を相当大幅にやはり使用していくというところについては、これは変わらないわけでありませう。まあそういうことになりまして、私は、いつも言われますように、食糧自給率というものは正直に申し上げまして低下をせざるを得ないというところであります。しかし、もっと突き詰めてものを考えてみなければいけないと思ひますのは、これは農林省の農政調査委員会から毎月こくりっぱな資料をいただいているのです。が、この中に、「日本の農業99肉牛生産の存立条件」という、これは鹿児島大学の先生が書いたレポートを中心にして、私は読ましていたいただきました。非常に大事な指摘がなされているわけですが、それは、たとえばこれからの畜産農業というものは果たしてこの大型経営というものがいいのか、それともこの複合的な畜産業といわれるような形のものかというところの指摘がなされておりました。そのコメントから見ても、大方の意見として、やはり日本の場合には、この大型経営というものはどうも問題があるのではないかと。こういうことがまあ指摘をされておりました。その中でこの省飼料経営、いわゆる飼料を省く省飼料経営、省飼料技術の推進ということが、この中で非常に強く指摘をされておりまして、具体的な例として、この鶏を飼った場合に小規模、いわゆる二千羽から三千羽の養鶏と、それから三万羽あるいは五万羽以上、まあいま百万羽養鶏というようなことが始まっておりまして、その実際の具体的な例示を見ても、一羽当たりのえさの使用量というのは大規模の方が若干少ないけれども、一キロ当たりの卵の生産から計算をいたしますと、非常に飼料が少なく済む、こういうようなことが指摘として出されているわけですね。日本のように私は資源の非常に少ない国ではそのような小まめなことが計算として当然考えられていいのではないかと。この指摘によりまして、いまの養鶏の面からいたしますと七十七万トンの飼料の削減をすることができると、こういうようなことが実は言われ

ておるわけで、私は非常に興味深く読みました。それと同時に、さっきも申し上げましたように、日本の畜産におけるたん白資源というのが、豚や鶏に非常に大きく傾斜していった。これは配合飼料、そして大規模化ができるというような畜産経営というものから出発をしようと思ふんですけれども、ヨーロッパの方、たとえばイギリスとかあるいは西ドイツのように、これヨーロッパでは、比較的食糧自給率が小さいところでは、そのたん白資源を粗飼料を中心とした牛に全面的に大きなウェイトをかけて畜産振興を図っているという傾向が出てくるように私は思います。そういうことから、日本の場合には、ややもいたしますと、非常に面積が狭い国なんだ、未利用の土地は少ないんだという感覚がありますけれども、そうではないとして、これは林野の利用等の調査をいたしまして、まだ二〇〇程度の利用しかされてない、もっと利用面積は大きいんだということがこの宮田先生の指摘でもなされているわけで、私はそのようなことを、これから日本のたん白資源を確保していく重要な政策として打ち出すべきではないだろうか。このように実は思っております。ぜひそのようなことについては、よりもう少し私は小まめな、そしてまた、そういう方向に向かつての政策というものを打ち出す必要があるのではないかと、このように思っています。その点について局長の御見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 基本的な問題につきまして、飼料の利用効率という観点から大型経営、専門経営と複合経営との問題、あるいは林野の活用等の問題等、種々お尋ねをいただいたわけですが、私どももいたしましては、まず大畜畜につきましては、できるだけ粗飼料をやはり給与率を高めていくということが日本の現状からしてはどうしても必要である。これは耐用年数も長くなりますし、繁殖率も高くなる、あるいは消化率も高くなるというように、いろいろの家畜の健康上有利でございますので、安易な濃

厚飼料依存から脱脚するという必要がある。その場合、肉牛の例を言われましたけれども、肉牛の場合は野草の利用というものは今後は拡大をしていく必要がある。そのためには、御指摘のごさしましたような林野の野草地としての利用、混牧とあわせて必要であるというふうなことを、この線の施策を進めたいと思っております。

それから、飼料の効率、飼料要求率といいますが、こういう点につきましては、これまで家畜の改良という観点から進めておりましたけれども、先般も長期見通しに即しまして改良増殖目標というのを家畜改良増殖法に基づきまして決定をいたしました。いずれも、豚も卵もブローラーも肉牛もすべて飼料要求率を低めると、飼料が少なくて、能力を高めることができるというふうな目標を掲げまして努力をしようと思っております。

これまで規模拡大ということがどうしても中心になりまして、内容を充実といいますが、資質の向上という点が、ややかすんできたというふうな反省もいたしておりますので、それらの資質の向上、そのために飼料の要求率が非常に少ない家畜の造成といいますが、品種の造成というふうなことは今後一層努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、大規模経営と中小規模経営の問題でございますが、これは畜種ごとに若干の差はあると思ひますが、御指摘のように、小規模の経営の方が大規模経営よりは飼料要求率が低くて飼料の効率がいいんだと、こういう事例も私も聞いております。これは飼料管理に非常に注意をするとかいうようなことではないかと思ひますが、反面コストという面からいいますと、やはり大規模経営のメリット、スケールメリットというものはあると思ひます。そこで畜種ごとにやはり考えていかなければならないと思ひますが、例の公害問題、畜産公害問題等を考えますと、いたずらに規模が大きければ必ずしもよくない。ふん尿の還元問題等もあわせ考えますと、やはり家族経営で

の限度というのは考えていっていいんじゃないかと。乳牛で言えば、四、五十頭にもなったのは、もうそれ以上さらに拡大するということよりは、それ以下のものをその水準に上げるということに重点を置いたらいんじゃないかと、それから肉牛につきましては、特に繁殖経営は零細経営でございますので、現状の二、三頭飼いでいいとは思ひます。これ、土地資源等の関係からいましてやはり当面は複合経営中心で考えていっていいんじゃないかと、こんなようなことを現在内部で検討いたしております。六十年見通しの具体的な施策を検討する場合もまず経営のあり方が基本になりますので、そのような方向で検討いたしておるところでございます。

○工藤良平君 最後に、これ大臣にお伺いをして屋御飯を食べさせますから、この辺で終わりますけれども、もう詰めてまいりますと、これは時間際限になりました。またたくさんいたしたいんですが、けれども、本当に要約してですが、最後にお聞きをしたしたいことは、日本の、さっきから申し上げましたようにたん白資源も確保する、そのための畜産振興ということを考えてみると、どうしてやはり飼料の安定的な供給、そのための価格は一体どのようなものか、その国際的な推移というものも私たちは見きわめていく必要がある、これは非常に重要な課題だろと思ひます。

そこで、現在、非常に生産がまだ流動的でありまして、昨年はアメリカの飼料生産がかなり伸びたとか、あるいは減ったとか、これはいつもはつきりつかめないわけですね。そのこととではこの前、国連統計の統計数字の問題でちょっと委員会でもやりましたけれども、日本独自で国際的なやり取りをどう的確に把握するかというシステムというものは非常に重要だということ御指摘をしております。きょうはそのことについては深くは触れませんでした。要は、アメリカのいまの国内事情によって非常にこの飼料の変化が起こっている。たとえば国内飼料が高騰した、したがって畜産物の生産高が非常に価格

が高くなった、したがって逆に今度は消費が減少しているというような悪循環を繰り返している。で、これは原因がやはり大量輸出が原因だといふことがアメリカの内部でも指摘をされている。その一体犯人はだれかということになると、これは特に大量の飼料を輸入している日本なんといふものは当然起ってくるわけで、そういうような状況の中で、さっきもちょっとお話が出ておりましたけれども、日本としても、そういう価格変動やあるいは生産の不安定な状態を考えてみて、飼料の備蓄といふことも考えるべきではないかという意見が出ておりました。

これは、たとえば自家配合といふ問題を一つとらえてみても、いまの飼料メーカー等との関係から、どうしても配合飼料にはとんどウエートが置かれて、単味飼料を確保することができない。したがって、自家配合が非常にいいということとがわかっていても、それが思うとおりにいかないということがあります。そういう意味からいいたしまして、私は、このえさの備蓄の具体化をもし進めるとするならば、現在の商社一括輸入というような形をやめて、これは全部やめるといふことは不可能でしょうけれども、やはりある程度備蓄の部門については農林省自体が入っていくべきを得ないのではないかと、これは大いに議論のあるところでありまして、そういう点についてひとつ御見解を承りたいと、このように思います。

そうしないといふ、やはり備蓄をするためには、原形のまま備蓄をしていかなければ、たとえばトウモロコシとかそういうものは粉末にいたしますと、これは貯蔵がしにくくなりますから、そういうことから考えてみて、私はある程度国がそこに介入をせざるを得ないんじゃないかという気がいたしますが、どうでしょうか。この点を最後に伺っておきます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 飼料につきまして、特に飼料穀物につきましては、大半は外国に依存をしておるわけでありす。これからの畜産を安

定的に発展させるとしても、やはり飼料穀物の輸入は年々増大をしていくことになってくるわけでございますから、この飼料穀物をいかにして安定的に確保し、そして生産農民に供給するかということが大変これは重大な問題になってきているわけでありまして、まあいまおっしゃる通りに、確かに飼料穀物につきましては種の相場になつておりまして、最近でもシカゴの相場等を見ますと、麦等がストップ高になつたとかいろいろ出ておるわけでございますが、これがそのまま日本の輸入にはね返ってくる、そしてそれが畜産の経営にも影響してくるということになりますれば、ますます不安定になるわけでありすから、やはりわれわれは根本的には、そうした飼料穀物の輸入に当たっては今後とも諸外国との間の友好関係を深めて、ただ一國に頼るということではなくて、なるべく多くの国から輸入をするという方向に努力をしていかなきゃならぬと思ひますし、それから同時に、やはり安定的に輸入ができるような長期的なあるいは中期的な契約ということも、砂糖でやっておりますが、そういうことも考える必要があるんじゃないか。同時にまた、国内における飼料の安定的な供給のための基金制度もあるわけですが、こういうものを充実して安定した供給体制を確立していくということも大事であると思ひうわけでありす。そういうことを総合的に推進するとともに、やはりいまおっしゃいました備蓄問題ということも、これはまあ天候によって農産物は非常に変化するわけですから、昭和四十七年、八年といふふうな事態が起こつても困るわけでありまして、同時にまあ在庫は世界的に非常に減つておるわけですから、そういうことを考えると、やっぱり備蓄といふことも当然これは考えていかなきゃならぬ。まあ大麦等につきましては、食糧制度の中でこれを行つておるわけですが、トウモロコシ、コウリヤンといったものは政府が助成をして民間で備蓄をさせるといふたてまえをとつておられて、一カ月間の備蓄を行うというようにしておるわけでございますが、しか

し、これでは不十分であることは当然でありまして、やはり今後の畜産の安定的成長、発展というものも考えるとき、私はいまおっしゃるような備蓄問題、これはききわめていろいろな角度から私も研究して見ておるわけですが、非常に困難なむづかしい問題もあるわけですが、しかし、やはり備蓄問題といふものは正面から取り組んでいく必要がある。そういう取り組み方の中にあつてはやっぱり政府が積極的な形で何らかの介入をいかなきゃならぬ、ただ、民間にまかしておいてはできないわけですから、どういふ形で介入していくか、とにかく介入した形で備蓄を行う。そういうことを具体的にひとつ考えてみようということ、いま省内におきましても検討をいたしておるわけでありまして、これは重大な問題と考へまして今後ともひとつ検討を進めたいと思つておるわけでありす。

○工藤良平君 不十分でありますけれども、これで終わります。

○委員長(佐藤隆彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(佐藤隆彦君) 御異議ないと認めます。これにて休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(佐藤隆彦君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

午前中すでに本案に対する質疑は終局しております。

原田君及び小笠原君からそれぞれ委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、修正案を議題とし、順次趣旨説明を願

います。原田君。
○原田立君 私は公明党を代表して、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正についての提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

現在家畜等の生産、早産、死産及び奇形化、また、がんなどを含み疾病が全国各地に発生し大きな社会問題に発展していることは周知のとおりであります。

その原因については、薬づけ畜産と言われる飼料や飼料添加物への化学物質の混入やそれらの乱用、さらに飼料及び飼料添加物自体の有害物質等による汚染との関係性が多くの専門家、科学者によって指摘されているところであります。また、われわれ国民の食品となる家畜等ががんなどの疾病に冒され、それらの家畜の食肉が国民の食卓に供せられている現実には誠に憂慮される事態であります。今回の法律改正は、このような事態を根本的に改める観点から行なわなければならない。さて、政府案は飼料等の安全性確保と称して基準及び規格の設定、有害物質を含む飼料等の製造、販売の禁止、検定及び表示の義務づけ等、所要の整備をうたつており、現状に比べれば一歩前進と言へるかも知れません。しかしながら、飼料及び飼料添加物の毒性を厳密に解明し、有害な飼料及び飼料添加物を厳しく規制する観点から言へば重大な欠陥を含んでおります。

さらに、農林省自体のチェック能力の不足の問題、また、人の健康に重大な責任を持つ厚生省との協力体制が不明確な点、そのほか、安全施策の決定に重要な方向づけとなる農薬資材審議会の構成、運営のあり方など、重要な問題が未解決のまま取り残されておるのであります。

したがって、政府案はできるだけ早い時期にこのような諸問題を抜本的に改める必要がありますが、今回の政府案の欠陥を多少なりとも改めるための最少限の措置としてここに本修正案を提出した次第であります。

以下、修正案の概要を御説明いたします。

まず第一に、飼料及び飼料添加物の表示の基準となるべき事項に原料または材料の配合割合を加えるものとする。

第二点として、農林大臣は飼料添加物の指定、飼料及び飼料添加物の製造等に関する基準または成分規格の設定、改廃、有害な物質を含む飼料等の販売の禁止並びに飼料及び飼料添加物の廃棄等の命令を行おうとするときは、事前に厚生大臣と協議しなければならないものとする。

第三点として、飼料及び飼料添加物の製造、成分等に関する基準や規格の設定、改廃、人の健康に支障を与えるおそれのある特定飼料等の指定、また、有害な物質を含む飼料等の販売の禁止などについては、人の健康のみならず家畜等自体への安全性を重視して行われるよう政府案の規定について必要な箇所を削除すること。

以上が公明党の修正案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、各委員の御賛同をいただき速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(佐藤隆雄) 小笠原君。

○小笠原貞子君 私は日本共産党を代表し、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

国民の生活生活パターンの変化に伴い、近年、主要なたん白源としての畜産物等の生産物に対する需要が増大し、したがって配合飼料の生産も急激な増加を示し、種類もきわめて多種に上る状況にあります。

こうした現状にかんがみ、飼料の品質を高め、ひいては畜産物食品の安全を確保し、合理的な畜産経営を行うために今回の同法一部改正となったわけであり、余りにも当然のこととはいえず、率直に時期を失した感のあることを指摘せざるを得ません。

とりわけ、抗生物質などの多量の添加物が飼料に混入されていたり、原材料の配合割合の表示がなされていない現状のもとでは、消費者と生産農民から添加物の規制強化と配合割合の表示を求め

る強い運動が高まっているのは当然であります。政府案は、こうした要求と運動によって余儀なくせられたものであり、一定の改善と前進を見ているわけですが、同時に、その内容において飼料メーカー、薬品メーカーを擁護するものとなり、重要な点でいまいさとし不十分さを残すものとなっております。

第一に、飼料原材料の配合割合の表示についてであります。

最近の飼料の値下げにもかかわらず、飼料による経営危機が続く中で、配合飼料の品質が低下し、産卵、育成、肥育、搾乳量が現実にくんたことが多くの農民によって指摘されています。また、最近の各種の家畜品評会では自家配合飼料によって飼育された家畜が最優秀賞を獲得しているそのことの影響は、自家配合の権威を高め、メーカーお仕着せの配合飼料への疑惑を増大させています。このような疑いを晴らし、さらに、効率が高く、良質の家畜を生産できる飼料の農家に

による意欲的な研究と工夫の前進は、飼料原材料の配合割合の公開を必要不可欠にしています。よりよい畜産物を生産しようとする農民の生産意欲をこそ重視すべきであります。

ところが、政府は、企業秘密であり、原価の公開につながるというメーカー側の反対を理由にして本法改正案に配合割合の表示を明確な形で盛り込まずなかつたのであります。これはきわめて遺憾なことであり、まさに農民の要求に背を向けることと言わざるを得ません。

第二に、添加物の規制基準についてであります。現在、飼料には、成長促進等の名目で、抗生物質、サルファ剤など抗菌剤が年間約三千七百四十トンも混入されており、常時、豚、鶏、牛に投与されています。このため、耐性菌が増加する危険性が指摘され、その対策の確立が急がれていることは多くの研究者のひとしく認めるところであります。各種の病原菌に対する特効薬として従来から使用されてきた抗菌剤の効果が薄れ、またはな

くなるという耐性菌の増加は、新抗菌剤の発見がきわめて困難になってきている現在、人体の保健、医療上の重要問題となっています。ところが政府案の規制基準には、この耐性菌増加の防止が明示されていません。

わが党は、これを法律上明示し、かつこの見地において、厚生大臣と協議することにより飼料の安全性について厳格な規制を行おうとするものであります。

以上が本修正案の提案理由であります。

次に修正案の概要を申し上げます。

一、飼料の原料、材料の配合割合の表示を飼料製造業者等に対し義務づけること。

一、抗生物質やサルファ剤などの抗菌剤に対する耐性菌が増加して、人の健康を損なうおそれがある有害畜産物が生産されることを防止する見地を加え、この点については厚生大臣との協議事項とすること。

以上、日本共産党は、真に畜産農民の経営と国民の健康を守るために本修正案を提案するものであります。

何とぞ慎重な御審議の上、御可決をいただきました提案する次第であります。

○委員長(佐藤隆雄) 以上で趣旨説明は終わりました。これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○原田立君 私は公明党を代表いたしまして、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対、日本共産党提案の修正案に反対の討論を行うものであります。

今回の改正案では、法律の題名を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」と改め、飼料の安全性確保を前面に打ち出し、飼料及び飼料添加物の基準及び規格の設定、製造、販売等の規制、検査体制の整備をうたっておりますが、以下申し述べることく重大な欠陥を含んでいるものであります。

反対の第一の理由は、政府案は、飼料等の安全性確保と称して、基準及び規格の設定、製造、販売等の禁止、検査、検定体制の整備を図ろうとしておりますが、飼料等の人の健康及び家畜に対する諸影響の解明、それに基づくチェックは現在の農林省の能力を超えるものであり、とうてい期待できません。安全基準や規格等がつけられなくても、実際上のチェック体制を、厚生省との二重チェックや共管等の措置を講じなければ結果的には国民を裏切ることになるからであります。

第二は、現段階においては、飼料等の安全性の確保の基礎となるべき飼料及び飼料添加物に関する毒性、発がん性、催奇形性、遺伝的諸影響等に関する研究がなされていらないため、これらに関する基礎データがきわめて少ないのであります。

このことは、飼料等の製造、使用等の基準及び成分規格などが科学的根拠のないあいまいなものになるおそれがあり、現時点においては経済効率優先の暫定的な基準、規格しか期待できないのが実情であります。

また、政府案では「畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多い」と及び「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害される」ことを防止するためとありますが、この部分など明らかに家畜の生産さえ確保されれば飼料等の製造、使用を認めようとするものであります。まず家畜に対しても被害が生じないような安全な飼料をつくらせるべきであります。

第三は、飼料添加物等の人の健康に対する諸影響の究明については、厚生省が中心となつて行うべきであるにもかかわらず、基準、規格の設定等の安全性確保の重要な事項の決定に際し、ただ意見と要請を表明するだけにどまり、オプザバーの存在でしかありません。食品となる家畜等に対する飼料及び飼料添加物は準食品とみなし、その安全性に関する施策の決定に際しては厚生省が主導権を握るべきであります。また、検定についても特に必要なものについては厚生省の機関を

もって当たらせるよう明示すべきであります。そのような配慮が政府案にはないのであります。

反対の第四は、飼料等の基準、規格の設定は、安全性確保よりもむしろ農林省の支配権を確立する意図がきわめて強く、消費者を無視し、企業保護に利用されやすいこととあります。このことは、さきの農林物資規格法の例に見られるとおりであり、容認することはできません。

第五は、農林大臣の諮問を受けて飼料等の安全施策の決定に重要な方向を与える農業資材審議会についてであります。公正、中立で民主的な審議を行うというものの、審議の公開、データの公表や消費者の代表またはその推薦する専門家の参加が約束されておらず、明記されていないことは、公正、中立で民主的な審議決定は期待できません。

以上の見解から、公明党は政府案に対して反対、日本共産党提案の修正案に反対の意を表明いたしました。私の討論を終わります。

○委員長(佐藤隆吉) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆吉) 御異議ないと認めます。

それでは、これより飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、小笠原君提出の修正案の問題に供します。小笠原君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆吉) 少数と認めます。よって、小笠原君提出の修正案は否決されました。

次に、原田君提出の修正案の問題に供します。原田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆吉) 少数と認めます。よって、原田君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆吉) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が、各会派の意見の一致を見ましたので、便宜私から提案いたします。

案文を朗読いたします。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における飼料原料の需給のひつ迫及び価格の高騰等の推移にかんがみ、国内自給体制の充実強化、原料輸入の確保、備蓄体制の確立等を推進してその安定的確保を図り、畜産農家の自衛防疫の促進等環境衛生対策を整備充実するとともに、本法施行にあたっては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、飼料及び飼料添加物の製造方法等の基準及び成分規格の設定等を速やかに行うとともに、飼料添加物の指定等に当たっては、現行の飼料添加物公定書収載品目を安全性の見地から早急に見直し、また、人畜共通の抗生物質等の添加物については今後分離の方向で検討すること。

なお、ニトロフラン系添加物については、使用抑制の方向で早急に検討すること。

二、いわゆる石油たん白及びこれに類する新飼料の開発にあたっては、科学的根拠に基づいてその安全性が確認され国民的合意が得られるまでは製造販売を認めないこと。

三、栄養成分等に関する表示の基準については、本法の趣旨に即した方向で原料の配合割合についても表示するよう努めるとともに、配合飼料等に係る銘柄数についても縮小するよう指導すること。

四、農業資材審議会の飼料関係部会の果たす役割の重要性にかんがみ、中立公正な委員による科学的基礎に立脚した慎重な審議がなされるよう措置するとともに、安全性等に関するデータについては原則として公開すること。

五、本法に基づく諸規制を公正かつ円滑に運用するため、試験研究機関及び検査体制について抜本的な整備充実を図ること。

六、安全性の見地から設定される畜産物に係る食品の基準、規格については、速やかにその整備に努めること。

七、本法の趣旨を関係者に十分周知徹底させるとともに、飼料の自家配合の普及奨励に資するよう飼料原料の関税免除等所要の措置を講ずること。

八、養殖水産動物に係る飼料については、飼料及び飼料添加物につき早急にその基準、規格を整備すること。

右決議すること。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆吉) 総員挙手と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安倍農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍農林大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの御決議にたいと御意見を尊重いたしまして、善処いたしますと考えております。

○委員長(佐藤隆吉) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤隆吉) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆吉) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府からの趣旨説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の上を図り、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に關しまして、恩給、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて、主として次の三点につき改善を図ろうとするものであります。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、昭和五十年八月分以後二九・三%引き上げ、さらに昭和五十二年一月分以後六・八%を限度として引き上げることにより、年金額の増額を行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆる絶対保障額の引き上げであります。

改正の第三点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

その他恩給、国家公務員共済組合制度等の改善に準じ、障害年金の受給権の消滅について猶予期間を設けるとともに、八十歳以上の高齢者に対する退職年金等について算定上の特例措置を講じようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 次に本案の補足説明を聴取いたします。岡安農林経済局長。

○政府委員(岡安誠君) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和四十八年度以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金及び通算退職年金について、その年金額の算定の基礎となった平均標準給与を二九・三%引き上げることにより年金額を増額するとともに、その改定時期を昨年度より一カ月繰り上げて、昭和五十年八月としております。さらにこれに加えて、昭和四十四年度以前に給付事由が生じた退職年金等の既裁定年金について、従前の既裁定年金の改定率と国家公務員給与の上昇率との格差を、昨年に引き続き解消するため、昭和五十一年一月分以後、その給付事由の発生時期に応じて〇・八%から六・八%までの率で増額することといたしております。

第二は、いわゆる絶対保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金について、年齢及び組合員期間の区分に応じ、その絶対保障額を引き上げることといたしております。たとえば、六十五歳以上であって、組合員期間二十年以上の者については、その退職年金の絶対保障額を三十二万六千六百円から四十二万円に引き上げることといたしております。

第三は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。すなわち、標準給与の月額の下限について

は、農林漁業団体職員の給与の実態、私立学校教職員共済組合制度との均衡等を考慮して三万九千円から五万二千円に引き上げるとともに、上限については国家公務員共済組合制度に準じて二十四万五千円から三十一万円に引き上げることといたしております。

第四は、障害年金の受給権の消滅の猶予期間の創設であります。障害年金の受給権につきましては、従来は廃疾の状態に該当しなくなったときは直ちに消滅することといたしておりましたが、今回の国家公務員共済組合制度における改善に準じ、三年間の猶予期間中は、障害年金の支給を停止することといたしております。

第五は、高齢者に対する退職年金、減額退職年金、障害年金及び遺族年金の額の算定上の特例措置であります。これは、旧法組合員期間二十年以上を有する八十歳以上の高齢者に対する退職年金等について旧法組合員期間二十年を超える年数に応じて加算する額に割り増しをすることといたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を図っております。

以上であります。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

(参照)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(原田 立君提出)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條の次に一章及び章名を加える改正規定のうち第二條の四第一項中「ことにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多い」を「おそれが多い」に改める。

第二條の次に一章及び章名を加える改正規定のうち第二條の六中、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があるを「若しくはそのおそれがあり、又は家畜等に被害が生じ若しくはそのおそれがある」に改める。

第二條の次に一章及び章名を加える改正規定のうち第二條の七中「ことにより畜産物の生産が阻害されること」及び「特に」を削る。

第四條から第九條までの改正規定のうち第八條第一項第一号中「材料」の下に「の名称及びその配合割合」を加える。

第二十二條から第二十四條までの改正規定中第二十二條の見出しを「(厚生大臣との協議等)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

農林大臣は、次に掲げる場合には、厚生大臣に協議しなければならない。

一 第二條第三項の指定をしようとするとき。

二 有害畜産物が生産されることを防止する見地から、第二條の二第一項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするとき。

三 有害畜産物が生産され、又はそのおそれがあるとして、第二條の六の規定による禁止をしようとするとき。

四 有害畜産物が生産されることを防止するため必要があるとして、第二條の七の規定による命令をしようとするとき。

附則第一項ただし書中「及び附則第三項」を「から附則第四項まで」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第三項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第二條第三項の指定及び新法第二條の二第一項の規定による基準又は規格の設定については、農林大臣は、この法律の施行前においても厚生大臣に協議することができる。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(小笠原貞子君提出)

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條の次に一章及び章名を加える改正規定のうち第二條の二第一項中「おそれ」の下に「(耐性菌が増加して人の疾病に対する抗菌性物質製剤の効果がそこなわれることとなるおそれを含む)」を加える。

第四條から第九條までの改正規定のうち第八條第一項中「飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるもの」を「配合飼料その他その品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める飼料」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 原料又は材料の名称及びその配合割合、栄養成分量その他品質につき表示すべき事項

第二十二條から第二十四條までの改正規定のうち第二十二條の見出し中「要請等」を「協議及び要請等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

農林大臣は、第二條の二第一項の規定により、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害畜産物が生産されることを防止する見地から、基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

附則第一項ただし書中「及び附則第三項」を「から附則第四項まで」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第三項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項

の次に次の一項を加える。

3 新法第二条の二第一項の規定による基準又は規格の設定については、農林大臣は、この法律の施行前においても厚生大臣に協議することができる。

昭和五十年七月二十四日印刷

昭和五十年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A